
伊賀市こども計画

第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画

(骨子案)

2024.5.31. 子ども・子育て会議資料

【構成案】

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格・位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

第2章 伊賀市のこども・若者を取りまく状況

1. こども・若者にかかる人口・世帯等の状況
2. アンケート結果からみるこどもと子育て世帯の状況
3. 伊賀市における子育て支援の取組状況（第2期計画の振り返り）
4. 課題の整理

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 基本目標
4. 施策の体系

第4章 目標実現のための施策（各論）

1. 子育て支援事業の充実
2. 親子の健康の確保及び増進
3. こどもの育ちを支える環境の整備
4. 困難な状況にあるこどもへの支援
5. 若者の修学・就労支援等を通じた自立への支援
6. ライフステージ別の取組一覧

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期
4. 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
6. 総合的な子どもの放課後対策の推進

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 計画の公表

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、1990 年のいわゆる「1.57 ショック」から本格的な少子化対策と子育て支援の取り組みが始まりました。それまでは、子育ては家庭で行うことを第一義に、子育て（保育）に欠ける場合のみ公的なサービスを実施するというのが基本でしたが、1990 年代以降、核家族化と共働き世帯の増加によって保育サービスの需要が増大し、少子化の進行と相まって、社会全体で子育てやこどもの育成を支え、安心してこどもを産み育てられるようにするための施策や環境整備の必要性が認識されるようになりました。

時を同じくして、国連では「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され（1989 年）、わが国も 1994 年に批准しました。こどもの権利条約は、18 歳未満のこどもは守られる対象であるのみならず、生きる権利、成長する権利、教育を受ける権利、参加する権利など、権利を持つ主体であることを明確にするものでした。

その後、子育て支援に関するさまざまな施策が打ち出され、安心してこどもを産み育てるための環境整備が進みました。2000 年以降の社会保障制度改革の流れの中では、子育て支援に関しても重要な施策と位置づけられ、増え続ける保育ニーズによって慢性化していた待機児童対策に本腰が入れられるようになりました。2015 年には「子ども・子育て支援新制度」のもとで、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所とを一元的に扱い、必要な量の確保を図るべく「子ども・子育て支援事業計画」が全国の市町村で一斉に策定されました。さらにその後も、幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援の充実が図られていますが、残念ながら少子化には歯止めがかかっていない現状があります。

一方、こどもの権利条約批准後も法整備は進まず、2022 年ようやく「こども基本法」が制定され、2023 年 4 月から施行され、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。これらの背景には、増え続ける児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、こどもの貧困が注目されるなど、こどもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。さらには、「こども基本法」が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である 18 歳や 20 歳で必要な支援が途切れることがないよう、こども・若者育成といった視点が必要とされています。

こうした流れの中、本市でも、子ども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心してこどもを産み育てられる地域づくりを進めてきました。2015 年度には第 1 期にあたる「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2020 年度には「第 2 期伊賀市

子ども・子育て支援事業計画」を策定して、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。この中で、計画の基本理念を「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長できるまち伊賀市」としており、こどもの人権にも着目したその理念は、「こども基本法」にも通ずるものとなっています。

今後も、こども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みと、さらなる子ども・子育て支援の取り組みを推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、新たに「第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「伊賀市こども計画」を策定するものです。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「こども基本法」第3条の基本理念や、第9条に定める「こども大綱」を勘案し、伊賀市における「こども・若者施策」をなすものとして、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として位置づけます。

加えて、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、こども・若者及び子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」「伊賀市障がい児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5か年を計画期間とします。

なお、こども・若者施策や子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の

中間時点である 2027（令和 9）年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第 77 条に定める合議制の機関として、住民自治協議会や関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「伊賀市子ども・子育て会議」において協議を行うとともに、「伊賀市こども・子育て支援庁内連絡会議」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行います。

また、こども及び保護者の意見を反映させるため、保護者へのアンケートを実施するほか、直接、こども・若者からの意見聴取を行います。

さらに、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 基本理念

将来を担うこども・若者は「伊賀の宝」、社会の希望であり、伊賀市の未来をつくる力となります。こども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや若者、保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、また、こどもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

しかしながら、経済的な問題や健康上の問題、家族関係の問題などで、こども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活が可能となります。

こども・若者一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、また、こどもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、こども・若者の笑顔があふれる活気ある地域づくりをめざしていくことが重要だと考えます。

加えて、伊賀市のこども・若者は、森、川、里山といった豊かな自然環境に抱かれ、城下町の風情や伝統行事に触れ、何よりも人権を尊重し、多様性を受け入れる風土の中で、地域社会において「伊賀の宝」として大切に育てられています。希望ある未来に向けて、「こどもの最善の利益」が実現され、また、何よりもこども・若者の人権が尊重され、すべてのこども・若者の育ちが保障される地域社会をめざし、これまでと同様に、次の基本理念を掲げます。

すべてのこどもが健やかに、 誇りをもって成長することができるまち伊賀市

こどもと若者及び保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、さまざまな問題を抱えているこどもや若者、子育て家庭が、身近なところで気軽に相談できる環境を整えるとともに、早期に問題を発見し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制を充実させる必要があります。このため、市民、教育・保育関係者、企業・団体、行政がその重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで推進することが必要です。

2. 基本方針

本計画では、基本理念である「すべてのこどもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、次の5つの基本方針を定めます。

① こどもの人権、権利の尊重

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。その人権を尊重し、権利を保障することによって、こども・若者の今と将来にわたっての「最善の利益」を実現します。

② こどもの参加機会の確保

こども・若者が、自らのことについて意見を持ち、その意見を表明することや、社会に参画することは、こども・若者の権利として認められるべきものであると同時に、こども・若者の成長や自己肯定感の向上にもつながるものです。こども・若者が、その発達・成長の度合いに応じて意見形成し、表明することを支援するとともに、こども・若者が社会に参画できるさまざまな機会をつくります。

③ ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保

「子育て」は「ひとを育てること」であり、こどもの誕生前に始まり、乳幼児期、学童期、青年期を経て、大人になるまで続きます。一人ひとりが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージを通じて切れ目なく、社会全体でこども・若者と子育て当事者を支えます。

④ 誰一人取り残さない社会の形成

こどもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、すべてのこども・若者は、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われなければなりません。困難な状況にあるこども・若者を含めて、誰一人取り残さず、幸せに成長していける環境をつくります。

⑤ 未来に希望が持てる社会の形成

こども・若者がやがて大人になり、親となる上では、安心して働き、生活でき、仕事と子育てを両立できることが不可欠です。多様な価値観・考え方の尊重を大前提として、結婚や子育てに関して、未来に向けて希望ある選択ができる環境をつくります。

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、基本方針のもとで進める取組の目標として次の5つを基本目標として定めます。

(1) 子育て支援事業の充実

子育てはこどものいる家庭だけで完結できるものではなく、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等があることで、子育ての悩みや負担感は大きく軽減し、前向きな気持ちで子育てをすることができます。すべてのこどもと子育て家庭を見守りながら、質の高い教育・保育事業や子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちをめざします。

(2) 親子の健康の確保及び増進

妊娠期に始まる母子の健康づくりは、出産、子育てを経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりのこどもの成長に合わせた支援体制づくりをめざします。

(3) こどもの育ちを支える環境の整備

多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。また、こどもは親だけではなく、地域のさまざまな大人と関わり合うことで成長していきます。家庭や地域での教育力・子育て力を向上させることによって、こどもが地域の中で見守られながら、健やかに成長できる地域社会をめざします。

(4) 困難な状況にあるこどもへの支援

貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなど、さまざまな状況によって、こどもが不利益を被ってはいけません。それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、こどもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりをめざします。

(5) 若者の修学・就労支援等を通じた自立への支援

こどもの成長は一律ではなく、また置かれた環境によって、成人である18歳を迎えれば誰もが自立できるという訳ではありません。学齢期から青年期に至る時期に、その後の人生が幸せで安定したものとなるよう、こども・若者一人ひとりの成長や自立度合いに応じた修学・就労等をはじめとする相談・支援体制づくりをめざします。

4. 施策の体系

本計画は、基本理念の実現に向けて、5つの基本方針と5つの基本目標を下記の体系のとおり整理し、それぞれの関連性を加味しながら、施策・事業に取り組みます。

【基本理念】

誇りをもって成長することができるまち伊賀市
すべてのこどもが健やかに、

【基本方針】

①こどもの人権、権利の尊重

②こどもの参加機会の確保

③ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保

④誰一人取り残さない社会の形成

⑤未来に希望が持てる社会の形成

【基本目標】

(1) 子育て支援事業の充実

(2) 親子の健康の確保及び増進

(3) こどもの育ちを支える環境の整備

(4) 困難な状況にあるこどもへの支援

(5) 若者の修学・就労支援等を通じた自立への支援

施策

施策

施策

施策

施策

【計画の推進】

持続可能性、多様性の尊重、デジタル社会への対応
など、未来志向の連携・協働による計画の推進

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念である「すべてのこどもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」の実現に向けて、こども・若者施策に関わるすべての機関、民間団体をはじめ、市民、事業所等の連携・協働のもとで計画の推進を図ります。

その際、将来にわたってこども・若者が希望を持ち、未来の親たちも安心して子育てできるよう、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持ち、不平等や格差の解消、暴力や虐待の根絶、豊かな自然と経済活動の両立といった持続可能な社会をめざすとともに、他者を受け入れる寛容な心を持つことによる多様性の尊重や、デジタル社会への対応など、未来志向の連携・協働による計画の推進を図ります。

2. 計画の進捗管理

本計画は、計画に位置づけた施策及び事業と、それを評価・モニタリングするための指標（KPI）によって、PDCAサイクルのもと、適切に進捗管理していきます。

進捗管理にあたっては、「伊賀市子ども・子育て会議」において、毎年度、施策の進捗状況や課題について点検・評価を行うとともに、庁内においては「伊賀市こども・子育て支援庁内連絡会議」を中心に関係各課の連携を図り、全庁的な体制で取り組みます。

なお、社会経済情勢の変化や法制度の改正にともない、計画内容が大きく変動する場合には、必要に応じて計画の一部見直しを行えるものとします。

3. 計画の公表

本計画は、地域全体、社会全体でこども・若者及び子育て家庭を支援するため、市民一人ひとりが取組の重要性を理解し、実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。